

熊本県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程

(目的)

第1条 この事業は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等へ委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等への委託が解除された者に対して、児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

(自立支援資金の種類)

第3条 自立支援資金の種類は、生活支援費、家賃支援費及び資格取得支援費とする。

(貸付対象者)

第4条 自立支援資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 生活支援費

ア 熊本県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は熊本県内に住所を有する里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）

イ 第4条第1項（2）に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

(2) 家賃支援費

ア 進学者

イ 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）

(貸付期間及び貸付額)

第5条 自立支援資金の貸付期間及び貸付額は、次の各号のとおりとする。

(1) 生活支援費

ア 進学者

貸付期間：大学等に在学する正規の修学期間（病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間を含む。以下同じ。）

貸付額：月額50,000円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額80,000円とする。）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月

貸付額：月額80,000円

(2) 家賃支援費

ア 進学者

貸付期間：大学等に在学する正規の修学期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には当該示された額）の単身世帯の額を限度とする。

イ 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には当該示された額）の単身世帯の額を限度とする。

(3) 資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とする。ただし、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

（貸付方法及び利子）

第6条 自立支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第5条第1項（1）から（3）までの貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

3 利子は、無利子とする。

(貸付申請)

第7条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、児童養護施設等に入所中の者又は退所した者にあつては児童養護施設等を、里親等に委託中の者又は委託解除された者にあつては児童相談所を経由して、県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 自立支援資金の貸付申請書（様式第1号）
- (2) 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長の意見書（様式第2号）
- (3) 自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）
- (4) 世帯全員の記載のある住民票

2 申請者が未成年である場合には、法定代理人の同意書（様式第4号）を前項に掲げる書類に添えなければならない。ただし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 進学者は、第1項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 大学等に在学することを証明する書類
- (2) 家賃支援費の貸付けを申請する場合には、1月あたりの家賃相当額がわかるもの

4 就職者は、第1項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 雇用されていることを証明する書類
- (2) 1月あたりの家賃相当額がわかるもの

5 資格取得希望者は、第1項に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 資格取得に要する費用が確認できる書類
- (2) 大学等に在学する者は、在学することを証明する書類

(連帯保証人)

第8条 申請者は、原則として連帯保証人1人を立てなければならない。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

2 前項の連帯保証人は、返還債務を負担することができる資力を有する成人であつて、原則として県内に住所を有する者でなければならない。

(貸付決定等)

第9条 県社協会長は、第7条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、自立支援資金の貸付けの可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項の規定により自立支援資金の貸付けの可否を決定したときは、遅滞なく、貸付決定通知書（様式第5号）又は貸付不承認決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するとともに、その写しを申請書が経由された児童養護施設等又は児童相談所に送付するものとする。

(借用書等の提出)

第10条 前条第2項の規定による貸付決定通知書を受けた者（以下「借受人」という。）は、借用書（様式第7号）及び銀行口座振込依頼書（様式第8号）を県社協会長に提出しなければならない。

(自立支援資金の交付方法)

第11条 前条の借用書及び銀行口座振込依頼書の提出を受けた県社協会長は、生活支援費及び家賃支援費については原則として偶数月の20日(当日が金融機関の休業日の場合はその前営業日)に2月分を交付するものとし、資格取得支援費については一括で交付するものとする。ただし、県社協会長が特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(貸付契約の解除)

第12条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は貸付契約を解除し、貸付契約解除通知書(様式第9号)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

- (1) 貸付けを受けている進学者又は就職者が、貸付期間中に貸付契約解除申出書(様式第10号)を提出したとき
- (2) 貸付けを受けている進学者が、貸付期間中に大学等を退学したとき
- (3) 貸付けを受けている就職者が、貸付期間中に就業先を離職したとき
- (4) 貸付けを受けている進学者又は就職者が、貸付期間中に死亡したとき
- (5) 虚偽その他不正な方法により自立支援資金の貸付けを受けたことが、明らかになったとき

(返還債務の当然免除)

第13条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた自立支援資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 進学者

- ア 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 就職者

- ア 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき

(3) 資格取得希望者

- ア 就職した日から2年間(大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間)引き続き就業を継続したとき
- イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

2 前項に規定する引き続き就業を継続する期間(以下「就業継続期間」という。)到達前に離職し、再就職のために求職活動を行っている場合には、当該求職期間中も継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年

間とする。

また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず就業状態で就業継続期間の満了を迎えることとするため、求職期間中に就業継続期間を経過した日を迎える場合には、再就職した日をもって就業継続期間を満了したものとみなす。

なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入しないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。

(返還)

第14条 貸付けを受けた進学者又は就職者が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から12年(返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。)内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、貸付けを受けた自立支援資金を県社協会長に返還しなければならない。ただし、繰り上げ返還することを妨げない。

(1) 貸付契約が解除されたとき

(2) 進学者が大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

(3) 前条に規定する当然免除に該当する就業継続期間の満了前に離職し、就職しなかったとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により就業を継続することができなくなったとき

2 貸付けを受けた資格取得希望者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年(返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。)内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、貸付を受けた資格取得支援費を県社協会長に返還しなければならない。ただし、繰り上げ返還することを妨げない。

(1) 資格取得支援費の貸付契約が解除されたとき

(2) 資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

(3) 大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

(4) 前条に規定する当然免除に該当する就業継続期間の満了前に離職し、就職しなかったとき

(5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により就業を継続することができなくなったとき

(返還計画書)

第15条 前条の規定により自立支援資金の返還をしなければならない借受人(返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。)は、返還計画書(様式第11号)を県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第16条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還債務の履行を猶予するものとす

る。

(1) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等（大学院含む）に在学しているとき

(2) 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき

(3) 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、大学等（大学院含む）に在学しているとき

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者、就職者、資格取得希望者が就業しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還債務の履行猶予申請及び承認決定等)

第17条 借受人は、前条の規定による返還債務の履行猶予を受けようとするときは、返還債務履行猶予申請書（様式第12号）にその事実を証明する書類等を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、返還債務履行猶予申請書を受理したときは、その事実を確認し、自立支援資金の返還債務の履行を猶予することが適当であると認めるときは返還債務履行猶予承認通知書（様式第13号）により、猶予することが適当ではないと認めるときは返還債務履行猶予不承認通知書（様式第14号）により、借受人に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第18条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた自立支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還債務の額の全部又は一部

(3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

返還債務の額の一部

(4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還債務の額に2分の1を乗じて得た額

2 前項第1号及び第2号に規定する返還債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用するものとする。

また、前項第3号に規定する返還債務の裁量免除は、特別な事情がなく恣意的に退職したものの等については、適用しないものとする。

(返還債務の免除申請及び承認決定等)

- 第19条 第13条又は第18条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、返還債務免除申請書(様式第15号)にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。
- 2 県社協会長は、返還債務免除申請書を受理したときは、その事実を確認し、自立支援資金の返還の債務の全部又は一部を免除することが適当であると認めるときは返還債務免除承認通知書(様式第16号)により、免除することが適当でないとき返還債務免除不承認通知書(様式第17号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により自立支援資金の返還をしなければならない者は、返還計画書(様式第11号)を県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第20条 県社協会長は、借受人が正当な理由がないにもかかわらず自立支援資金を履行期限までに返還しなかったときは、当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例による。

ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として取り扱わないことができる。

(その他の届け出)

第21条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に掲げる様式により、その旨を県社協会長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所、連絡先を変更したとき

氏名等変更届(様式第18号)

(2) 休学、復学、留年、転学、停学、退学したとき

休学・復学・留年・転学・停学・退学届(様式第19号)

(3) 大学等(大学院を含む)を卒業したとき

卒業届(様式第20号)

(4) 就職又は転職したとき

就業先届(様式第21号)

(5) 就業先を離職し、就業しなくなったとき

離職届(様式第22号)

(6) 求職活動を行ったとき

求職活動実施状況届(様式第23号)

2 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、遅滞なく、借受人死亡届(様式第24号)にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

- 3 自立支援資金の貸付を受けている者又は第16条の規定に基づき返還の債務の履行猶予を受けている者は、毎年4月15日までに4月1日時点の現況報告書（様式第25号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 4 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届（様式第26号）を県社協会長に提出しなければならない。

（借受人等の責務）

- 第22条 借受人は、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙1の「社会的養護自立支援事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受人及び連帯保証人は、県社協会長から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。
 - 3 貸付申請時に未成年であり、法定代理人の同意を得ず、かつ連帯保証人を立てなかった借受人は、成人した時点で、県社協会長に対して債務の承認を行わなければならない。

（雑則）

- 第23条 この規程に定めるもののほか、自立支援資金の貸付に関し必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月4日から施行する。ただし、第5条の生活支援費及び家賃支援費の貸付期間については、平成28年1月20日以降に在学又は就業している期間から対象とする。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年2月17日から施行し、令和3年12月20日から適用する。